

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」等に対する意見公募要領

令和6年11月11日

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

近年のインターネット取引の拡大及び玩具等の子供用の製品の安全確保のため、令和6年の通常国会において「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第67号。以下「改正法」という。）が成立し、同年6月26日に公布されました。

改正法の施行に伴い必要となる事項を規定することを目的として、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、乳幼児用ベッド及び乳幼児用玩具の子供用特定製品への指定並びに取引デジタルプラットフォームにおける売買契約の相手方を決定する方法等を規定する予定です。

これに伴って、乳幼児用玩具の技術基準及び使用上の注意表示の方法、国内管理人の基準並びに届出に係る様式等を定めるため、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等について所要の改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ①「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」
- ②「消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課  
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階西6)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年11月11日（月）～令和6年12月10日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-pubcome-productsafety@meti.go.jp

（電子メールの件名を「消安法等改正法の施行に伴う整備省令案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

